

平成 20 年 2 月 28 日

各位

東京都中央区銀座 6 丁目 2 番 1 号
株式会社 ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子 修
(コード番号：4314 大証ヘラクレス)
問合わせ先責任者：CFO 荒川 貴次
電話番号：(03) 6215-9865

第 1 回行使価額修正条項付新株予約権の発行（第三者割当て）及び コミットメントライン契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 28 日開催の取締役会において、BNP パリバプリンシパルインベストメントジャパン株式会社（所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー、以下「BNPPIJ 社」という。）を割当先とした第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行及び、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、同社と本新株予約権総数買取契約を締結すること並びに本日付で同社とコミットメントライン契約（以下「コミットメントライン契約」という。）を締結することを決議いたしました（以下かかる契約により企図される取引を「新株予約権付コミットメントライン」又は「本件取引」という。）ので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の発行に係る募集の目的および概要

(1) 募集の背景について

(投資環境の変化)

現在、不動産市場に対する金融収縮により、急激に「売り手市場」から「買い手市場」に変化してきており、キャップ・レートの過熱感は薄れ上昇してきております。世界有数の大都市である東京の収益不動産は低い空室率により収益性は高く、調達コストとの差であるイールド・ギャップは依然として大きく絶好の投資環境になってきております。しかしながら、「買い手」は急速に減少してきており、投資機会は更に拡大し投資スピードは速まってきております。

(絶好の投資環境における投資状況および戦略)

当社グループが現在運用しているリアルエステイト・オポチュニティ・ファンド第 4 号「カドベ」による投資は、予定より 1 年以上早く完了することが視野に入ってきました。従いまして、この絶好の投資機会を逃さぬために、当社グループは後続ファンドとして第 5 号のオポチュニティ・ファンド「ノービル」の組成に着手しました。「ノービル」の総投資額は 1 兆 6 千億円を予定し、そのうち約 4,000 億円を投資家からのエクイティで調達し、本年 6 月から運用を開始する計画です。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(資金調達ニーズの時期)

当社グループは「カドベ」に対して投資家と同じく自らもエクイティ投資（自己投資）をおこなっており、「ノービル」に対してもエクイティ総額の 15%である約 600 億円の自己投資をおこなう予定です。オポチュニティ・ファンドは出資確約型ファンドですので、「ノービル」は運用開始時に 4,000 億円の出資を投資家から受けるのではなく、投資（収益不動産の取得）を行う都度、各投資家の出資確約割合に応じた出資履行要請を投資家に行います。従いまして、当社グループにおいても運用開始時に自己投資予定額の約 600 億円を一度に「ノービル」に出資するのではなく、投資の都度、エクイティ出資を行います。

以上の理由により、当社は、本件取引が現在の投資機会および当社の資金調達ニーズに最適な手段であると判断し、今回の決定をするに至りました。

本件取引においては、コミットメントライン（融資枠）契約に基づく貸付の実行金額及びタイミングをオポチュニティ・ファンドへの自己投資に応じ当社の裁量で決定できます。まさしく、投資機会（オポチュニティ）にあわせた資金調達がコミットメントラインにより可能となっております。一方、本新株予約権の行使は貸付債権額を超えて行使できないことから、貸付の実行を抑制的に必要最低限行うことにより、潜在株式数の過度な増加を抑制することも可能です。

すなわち、本件取引は、コミットメントラインの設定により機動的かつ低コストの資金調達が可能になる一方、当該貸付に係る貸付債権が本新株予約権行使における出資の目的とされていることで、株主資本が漸次充実される仕組みになっております。

又、本件取引は昨今のサブプライムローン問題等に起因する金融市場の不安定化によって下落している株価をもとにした資本調達を避けるため新株予約権の行使期間の開始を 2008 年 9 月 15 日からとしています。さらに行使価額が当初約 9 ヶ月間 2008 年 12 月 14 日まで(同日を含む。)170,000 円で固定されていますので、2008 年 12 月 14 日まで(同日を含む。)は 170,000 円未満による権利行使は起こりません。

(2) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権者は、本新株予約権者が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を所有する会社、直接的もしくは間接的に新株予約権者のすべての株式もしくは持分を所有する会社、又はこれらの会社が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を有する会社（以下「グループ会社」という。）に譲渡する場合を除き、当社の承諾がない限り、本新株予約権を譲渡することはできません。

なお、当社は、本新株予約権総数買取契約において、BNPPIJ 社との間で、BNPPIJ 社が本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の空売りを目的として、当該株式の借株を行わず、またグループ会社にも同様の借株をさせてはならない旨を合意します。

また、当社は、日本証券業協会の自主規制規則である「会員における MSCB 等の取扱いに関する規則」第 9 条の内容に従い、BNPPIJ 社と、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社の普通株式数が本新株予

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

約権の割当日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことが出来ない旨合意します。本新株予約権が行使された場合、交付を受けることとなる当社株式は、第三者へ売却することができます。

(3) 株式貸借に関する契約

当社の役員又は大株主と割当先であるBNPPIJ社及びグループ会社との間で、本件取引に関連して当社株券の貸借に関する契約等を締結する予定はありません。

2. 調達する資金の使途及び額

今回本件取引を通じて調達する資金の使途は、オポチュニティ・ファンドに対する当社のエクイティ投資を目的としております。本新株予約権の発行及び行使に際して出資される財産の価値の合計を含めた差し引き手取り概算額は最大で24,950,000,000円ですが、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、コミットメントライン契約に基づき割当先が当社に対して有する貸付債権となるため、本新株予約権の行使に際して、金銭の払込みは行われません。本新株予約権が行使された場合、割当先が当社に対して有していた債権は、出資された債権の価格の分だけ減額し、当社の負債が当社普通株式に転換されることとなるため、当社の負債は出資された債権の価格に相当する分減少し、純資産が同額分増加することとなります。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期（注）
売上高	9,502	136,021	276,991
営業利益	7,025	44,043	107,705
経常利益	6,973	30,501	83,303
当期純利益	4,481	9,124	11,848
1株当たり当期純利益（円）	14,051.96	5,940.14	7,692.07
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	37,384.75	13,629.96	21,513.47

（注）平成19年12月期については、監査法人による監査は未了です。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成20年2月28日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	1,566,174株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	0	0%

（注）平成20年2月28日現在、当社には潜在株式は存在していません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
-----	-------	--------------

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行済株式総数	1,566,174株	100%
当初の転換価額（170,000円）における潜在株式数の総数	147,058株	9.4%
下限値の転換価額における潜在株式数の総数	下限値の転換価額が現時点で決定していないため、記載していません。	—
上限値の転換価額における潜在株式数の総数	上限値の転換価額はありません。	—

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期 注2
始 値	860,000円	119,000円	97,000円
高 値	1,090,000円 (注)1 □176,000円	157,000円	103,000円
安 値	601,000円 (注)1 □70,100円	61,600円	64,800円
終 値	□118,000円	99,000円	99,900円

(注) 1 平成18年3月4日付けで1株を5株（権利落日 平成18年2月28日）とする株式分割を行っております。なお、□印は株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2 平成20年12月期の株価については、平成20年2月28日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成19年 9月	平成19年 10月	平成19年 11月	平成19年 12月	平成20年 1月	平成20年 2月(注)
始 値	79,400円	85,300円	120,000円	110,000円	97,000円	86,500円
高 値	90,300円	124,000円	124,000円	120,000円	98,900円	103,000円
安 値	61,600円	84,200円	89,000円	90,200円	64,800円	66,800円
終 値	86,300円	118,000円	110,000円	99,000円	86,000円	99,900円

(注) 平成20年2月の株価については、平成20年2月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日における株価

	平成20年2月28日現在
始 値	97,000円
高 値	100,000円
安 値	96,200円
終 値	99,900円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当てによる第1回新株予約権の発行

発行期日	平成20年2月28日
調達資金の額	24,950,000,000円（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	1,566,174株
当該募集における潜在株式数	当初の転換価額（170,000円）における潜在株式数：147,058株 転換価額上限値における潜在株式数：転換価額上限値はありません。 転換価額下限値における潜在株式数：転換価額下限値が現時点で決定していないため、記載していません。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割 当 先	BNP パリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社
-------	-------------------------------

(6) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

4. 大株主及び持株比率

募集前（平成19年12月31日現在）	
金子 修	27.0%
バンク オブ ニューヨーク ジーシー ーエム クライアントアカウンツ イ ーアイエスジー 常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行	6.2%
ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー 常任代理 人 株式会社みずほコーポレート 銀行	5.2%
ゴールドマン サックス インターナ ショナル 常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券会社	4.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	2.9%
ザ バンク オブ ニューヨーク トリ ーティー ジャスデック アカウン ト 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行	1.7%
シーエムビーエルエスエーリミュー チャルファンド常任代理人 株式会 社みずほコーポレート銀行	1.5%
クレジットスイスチューリッ ヒ 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行	1.3%
ザチェースマンハッタンバンクエヌ エイロンドン 常任代理人 株式会 社みずほコーポレート銀行	1.2%
モルガンスタンレー アンド カンパ ニー インターナショナルピーエル シー 常任代理人 モルガン・スタン レー証券会社	1.13%

5. 今後の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想への影響はございません。なお、当社の業績について平成20年2月14日に公表した平成19年12月期（第10期）決算短信（その後の訂正を含む。）、持分法・連結比較表及び決算説明会資料をご覧ください。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本件取引では、当社と本新株予約権者の中でコミットメントライン契約を締結する事が前提となっております。当社は本新株予約権発行後の当初9ヶ月間、資金の需要、株式市場の環境、当社の株価水準を総合的に勘案しながら資金調達のタイミング及び金額をコントロールできます。また、コミットメントライン契約に本新株予約権を付する事により通常の借り入れよりも有利な条件での資金調達が可能となっております。

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の行使に際して出資される財産が本コミットメントライン契約に基づくローン元本債権（「本ローン債権」という。）に限定されていること、本新株予約権と本ローン債権を別々に譲渡できないこと、本ローン債権が弁済等により消滅する際には本新株予約権も買入れ消却されること、本新株予約権の行使価額が発行後当初9ヶ月間170,000円で固定されている事等を総合的に勘案し、第三者評価機関による評価を参考に発行価額を決定いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権により、上記170,000円の行使価額で資本調達を実施する場合、147,058株の株式発行が必要となり、当社の発行済株式総数1,566,174株に対する割合が9.39%となります。ただし、平成20年12月15日に、本新株予約権の行使価額がその時点の時価の94%に修正され、下限行使価額が修正された行使価額の65%に固定されます。以後、行使価額は毎月第3金曜日に上下修正されます（下限行使価額は修正されません）。当初約9ヶ月間の行使価額を170,000円に固定しており更に当初6ヶ月は権利行使を不可とすることで、急激な希薄化を抑えることができます。既存株主様におかれましては、本新株予約権が行使された直後は、一時的に希薄化が生じますが、当社といたしましては、本件取引による調達資金をオポチュニティ・ファンドへ新規投資することによる収益によりもたらされる企業価値の増大が、将来的には既存株主様の持分価値の向上に資するものであると考えております。このような考えのもと、このたびの発行規模を合理的なものと判断いたしました。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 商号	BNPパリバプリンシパルインベストメントメンツジャパン株式会社	
② 事業内容	1. 債権及び信託受益権の売買 2. 有価証券の投資 3. 貸金業 4. 不動産の売買、賃貸及び管理 5. 不動産の売買及び賃貸の仲介、斡旋及び代理 6. その他前各号に付帯関連する一切の業務	
③ 設立年月日	平成17年1月13日	
④ 本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役 山邊 一郎	
⑥ 資本金	300万円	
⑦ 主要取引先	ビー・エヌ・ピー・パリバ及び関連会社	
⑧ 大株主及び持株比率	ビー・エヌ・ピー・パリバ・ジャパン株式会社（100%）	
⑨ 主要取引銀行	ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	
⑩ 上場会社と割当先の関係等	資本関係	該当事項なし
	取引関係	コミットメントライン契約の締結先
	人的関係	該当事項なし

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	関連当事者への該当状況	該当事項なし
--	-------------	--------

(注) 割当先の概要は、平成 20 年 2 月 28 日現在のものです。

(2) 割当先を選定した理由

本件取引における資金提供者である BNPIJ 社はフランスを代表する世界有数の金融機関であるビー・エヌ・ピー・パリバの 100%子会社であります。また、本件取引をアレンジしたビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社は当社のビジネス及び財務戦略、ビジネスモデル及び環境についても熟知しております。ビー・エヌ・ピー・パリバは世界有数の高い信用格付け (AA+, Aa1) を維持しており割当先として安心して取引を行えるという結論に至ったため BNPIJ 社を本新株予約権の割当先及びコミットメントライン契約の相手先といたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議 (自主規制会議決議) 第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けて募集が行われるものです。

8. コミットメントライン契約について

コミットメントライン契約の概要については下記のとおりです。

融資枠	最大 250 億円
資金使途	一般運転資金 (オポチュニティ・ファンドに対する当社のエクイティ投資)
最終弁済期限	平成 22 年 3 月 14 日
コミットメントフィー	1 億円
返済方法	原則期限一括弁済 但し、本コミットメントライン契約に基づく貸付債権は、第 1 回新株予約権の行使に際し出資されます。
金利条件	原則 1 ヶ月 Libor
借入先	BNP パリバプリンシパルインベストメントジャパン株式会社
融資実行	平成 20 年 3 月 14 日以降条件整次次第
担保・保証	無
財務制限条項	無

以上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権 (第三者割当て) の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

第1回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ (以下「当社」という。) 第1回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の総数 25,000 個
3. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個当たり金 2,000 円
4. 新株予約権の払込金額の総額 金 50,000,000 円
5. 申込期日 平成 20 年 3 月 14 日
6. 払込期日及び割当日 平成 20 年 3 月 14 日
7. 募集の方法及び割当先 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を BNP パリバプリンシパルインベストメンツジャパン株式会社 (以下「割当先」という。) に割当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」と総称する。) する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に 100 万円を乗じ、これを第 9 項ないし第 11 項により決定される行使価額で除して得られる最大整数とする。
9. 金銭以外の財産を本新株予約権の行使に際しての出資の目的とする旨、その内容及び価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、割当先と当社との間で締結された平成 20 年 2 月 28 日付コミットメントライン契約 (以下、「コミットメントライン契約」という。) に基づき割当先が当社に対して実行する貸付金債権のうち、額面金額で 100 万円の金銭債権とし、当該金銭債権の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの金額 (以下「行使価額」という。) は、当初、170,000 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、平成 20 年 12 月 15 日を初回として、以降毎月第 3 金曜日 (以下、「行使価額修正日」という。) に、各行使価額修正日に先立つ 3 連続取引日 (行使価額修正日当日を除く。本要項において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット、ヘラクレス市場 (以下「証券取引所」という。) において、当社普通株式にかかる普通取引が行われる日をいい、当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格 (以下「VWAP」という。) のない日を除く。) の VWAP の単純算術平均値の 94% に修正される。修正後の行使価額は、当該修正日から適用される。但し、2 回目以降の行使価額修正日において修正される行使価額は、初回の行使価額修正日において修正される行使価額の 65% (以下「下限価額」という。) を下回らないものとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、下限価額は、第 11 項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整されるものとする。
11. 行使価額の調整

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式もしくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式もしくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定した時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認をした日までに行使請求をした者のうち、調整後の行使価額により本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り上げる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換により行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第10項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用日その他必要事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

する。但し、適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使請求期間」という。）

平成 20 年 9 月 14 日から平成 22 年 3 月 14 日の 5 営業日前まで。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使する本新株予約権の数を乗じた額が、本新株予約権行使時におけるコミットメントライン契約に基づく貸付残高を超えない範囲においてのみ本新株予約権を行使することができる。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、コミットメントライン契約に基づく借入債務を当社の選択により期限前弁済する場合（コミットメントライン契約に基づく期限の利益を喪失した場合において弁済する場合を含む。）、当該借入債務にかかる貸付人が保有する本新株予約権のうち、当該借入債務の元本金額を金 100 万円で除して算出した最大整数にかかる個数の本新株予約権を、1 個につき金 25,000 円で、当該期限前弁済日と同日付で取得するものとする。取得する本新株予約権の特定は、当社取締役会において行う。

(2) 当社は、コミットメントライン契約における融資可能期間が終了した場合、当該終了日をもって、当該時点においてコミットメントライン契約の貸付人が有する、貸付人の貸付金残高を金 100 万円で除して算出した最大整数にかかる個数の本新株予約権を除き、残存する新株予約権を無償にて取得することができる。

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権者が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を所有する会社、直接的もしくは間接的に新株予約権者のすべての株式もしくは持分を所有する会社、又はこれらの会社が直接的もしくは間接的にすべての株式もしくは持分を有する会社に譲渡する場合を除き、当社の承諾がない限り、本新株予約権は譲渡できないものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使の請求をしようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、行使する年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権証券を添えて（新株予約権証券が発行されている場合に限る。）、行使請求期間中（第 21 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）の営業時間内とする。）に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合に限り、行使請求書に記載された行使する年月日又は行使請求書が行使請求受付場所に到着した日のいずれか遅く到来する日に発生する。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

18. 株券の交付方法

本新株予約権が行使された場合、当社は、行使請求書が行使請求の効力が発生する日の午前 11 時までに行使請求受付場所に到達した場合には、当該行使請求の効力が発生する日（当日を含む。）から 4 営業日目に株券を交付し、行使請求書が行使請求の効力が発生する日の午前 11 時以降に行使請求受付場所に到達した場合には、当該行使請求の効力が発生する日（当日を含む。）から 5 営業日目に株券を交付する。但し、会社法その他の法令に基づき適法に株券が発行とされる場合には、株券を交付しない。

19. 本新株予約権証券の発行

(1) 当社は、新株予約権者の請求があるときに限り、本新株予約権にかかる記名式の新株予約権証券 25,000 枚を発行する。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権にかかる新株予約権証券の無記名式への転換を請求できないものとする。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権を割当てる契約とコミットメントライン契約が締結され、250 億円の無担保融資枠の設定がなされていること、本新株予約権の行使の際の出資の目的がコミットメントライン契約に基づく金銭債権に限定されていること、本新株予約権はコミットメントライン契約の貸付残高の範囲内でのみ権利行使可能であること、その他本新株予約権の内容を考慮して、本新株予約権 1 個の払込金額を金 2,000 円とした。さらに、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項第(1)号記載のとおりとし、当初行使価額は、かかる新株予約権 1 個あたりの払込金額及び市場の動向を考慮して第 9 項第(2)号のとおり定めた。

21. 行使請求受付場所

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ コーポレート・オペレーションズ部

22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 銀座通支店

23. 法改正等

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他

(1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役荒川貴次に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。